

議 事 録

令和6年度第3回 伊賀市国民健康保険運営協議会

日 時 令和7年2月 13 日(木)午後1時30分

場 所 伊賀市役所 会議室501

令和6年度第3回伊賀市国民健康保険運営協議会議事録

【開催日】令和7年2月13日(木)

午後1時30分～

【開催場所】会議室501

(事務局)

失礼いたします。

定刻となりましたので、ただいまから令和6年度第3回伊賀市国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。

本日の会議ですが、過半数の委員の出席があり、各号に定める委員お1人以上が出席されておりますので、運営協議会規則第6条に基づき、会議が成立しておりますことをご報告させていただきます。

それでは、冒頭にあたりまして、市長からご挨拶を申し上げます。

(市長)

皆さんこんにちは。11月に新しく伊賀市長に就任をいたしました稲森稔尚といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様には、令和6年度第3回国民健康保険運営協議会にご出席をいただきまして、ありがとうございます。

日頃は市政全般にご理解とご協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

この1月から、委員の皆さんの任期が新たにスタートをいたしました。

再任された方新任の方、就任について快くご承諾をいただきまして、ありがとうございます。これから3年間、どうぞよろしくお願いいたします。

さて昨年12月から保険証の新規発行がなくなり、本格的にマイナ保険証へと移行が進んでいます。すべての方が、これまでと変わらず、安心して保険医療が受けられるよう、資格確認書の取り扱いも含めて、ホームページや広報を通じ周知を進めています。

マイナンバーカードを通じて健診結果や、服薬状況なども閲覧できることから、本人の受診行動及び健康維持、健康増進への意識啓発に努め、長く健康を維持できるよう、健診を受ける重要性など、保健事業について啓発をしていきたいと考えています。

本日は事項書の通り、厳しい財政状況となっております国民健康保険の税率を見直すための国民健康保険税条例の改正など、今月開催いたします市議会の定例議会に提出予定の案件や、保健事業等についてご協議をいただくことになっております。

今後とも、国民健康保険制度が被保険者の皆さんの支えとなるよう、委員の皆さんの活発なご議論の方、よろしくお願い申し上げます。

(事務局)

市長は、この後別の公務がありますため、ここで退席をさせていただきます。

ご案内の通り、委員の皆様の任期が1月から新たに始まりまして、本日が初めての会議となりますので、お名前をご紹介しますいただきます。

本日ご出席いただいております委員の方のお名前のみを読み上げさせていただきます。
(名簿順に出席委員の名前を読み上げる。)

今回お引き受けいただきました21名の委員の皆様です。どうぞよろしくお願いいたします。

また、委嘱状につきましては、郵送にてお届けをさせていただきました。それに伴いまして、委員の皆様へ送付する国保新聞なども本日を待たずしてすでに送付をさせていただいておりますことをご了承いただきたいと思います。

それでは、次に会長の選任をしていただきたいと思います。

国民健康保険法施行令の規定により、会長は公益を代表する委員から選任することになっておりますので、それに基づき委員の皆様へ選んでいただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

(委員)

事務局に一任します。

(事務局)

事務局に一任というお声をいただきましたので、事務局の方から推薦させていただいてもよろしいでしょうか。

それでは、公益を代表する委員から、佐治委員に会長をお願いしたいと思いますが、皆様いかがでしょうか。

(委員)

異議なし。

(事務局)

ご異議なしということで、佐治委員を会長に選任させていただきます。佐治様、会長席の方へご移動をお願いいたします。

それでは、事項書の3番、議事に移らせていただきますが、運営協議会規則第5条では、協議会の議長は会長があたと規定しておりますので、以後の事項の進行につきましては、佐治会長様にお願いをしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

進行をさせていただくに当たりまして、議事録作成のため録音させていただきますことをご了承いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(会長)

委員の皆さん本日はお忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。引き続き、国保運営協議会の会長を務めさせていただきます。上野商工会議所の佐治と申しま

す。よろしくお願いします。

皆様のご協力をいただきまして、進めて参りたいと思います何卒よろしくお願いをいたします。

さて、今年度は早くインフルエンザが流行しまして、警報レベルとなりました。また、コロナに関しては一定の注意が必要ではありますが、少しずつ落ち着いてきたようです。まだまだこれからが流行の季節です。皆さんも、体調管理にはくれぐれもご注意いただきたいと思います。

それでは事項書に基づいて議事を進めます。初めに議事録署名人の選出について、規則に基づきまして、私の方から指名をさせていただきます。

今回は、公益を代表する委員の富岡委員にお願いします。議事録作成のためご発言等を録音させていただきますので、よろしくお願いします。

それでは事項の1番、令和6年度国保事業特別会計の補正予算につきまして、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

失礼します

説明に入らせていただく前に、資料のご確認をお願いしたいと思います。

資料につきましては、あらかじめ郵送させていただき、お待ちいただいていることと思います。資料1につきましては、修正がございましたので、机に置かせていただきました。資料5-3、追加資料①までに、資料5-4、追加資料①、②につきましては、左肩をホッチキス止めにさせていただいております。別に追加資料、別紙、国保新聞、2月1日号、2月10日号の一部を本日机に置かせていただきました。

皆様、不足はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、令和6年度国民健康保険事業特別会計補正予算案について説明させていただきます。

資料1、資料2をご覧くださいと思います。

予算ですので、単位を千円としています。

まず資料1の事業勘定ですが、1ページの歳入合計の欄及び2ページの歳出合計の欄に記載してありますように、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2695万3000円を減額し、補正後の額をそれぞれ89億9149万4000円としています。

次に、資料2の直営診療施設勘定ですが、3ページの歳入合計の欄及び4ページの歳出合計の欄に記載してありますように、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ192万8000円を減額し、補正後の額をそれぞれ2億4480万3000円としています。

それでは事業勘定の歳出から説明しますので、資料1の2ページをお開きください。

第1款 総務費ですが、619万1000円を減額し、補正後の額を1億5242万4000円としています。

第2款 保険給付費では、葬祭費100万円を増額しています。

第3款 国民健康保険事業費給付金に補正はありません。

第4款 保健事業費では、2326万5000円を減額しています。

第5款 公債費に補正はありません。

第6款 諸支出金では、150万3000円を増額し、補正後の額を1686万4000円としています。

第7款 予備費に補正はありません。

次に、歳入について説明しますので、1ページをご覧ください。

第1款 国民健康保険税では、8819万8000円を減額しています。

第2款 使用料及び手数料に補正はありません。

第3款 県支出金では、985万8000円を増額しています。内訳としましては、説明欄に記載の通りです。

第4款 財産収入は2万円を増額しています。

第5款 繰入金では3268万1000円を増額しています。内訳としましては、説明欄に記載の通りです。

第6款 繰越金、第7款 諸収入に補正はありません。

第8款 国庫支出金では、1868万は6000円を増額です。

続きまして、令和6年度、直営診療施設勘定施設診療所費補正予算案について、資料2をご覧ください。

まず、歳出から説明しますので4ページをご覧ください。

第1款 総務費では、一般管理費で15万4000円を減額しています。

第2款 医療費では177万4000円を減額しています。主に医薬品衛生材料費での減額です。

第3款 公債費、第4款 予備費、第5款 前年度繰上充用金に補正はありません。

次に、3ページの歳入をご覧ください。

第1款 診療収入では、各診療収入を合わせ、191万円を減額しています。

第2款 使用料及び手数料に補正はありません。

第3款 繰入金では、へき地診療所運営補助金の減を見込み、5万4000円を減額しています。

第4款 繰越金に補正はありません。

第5款 諸収入では3万6000円を増額しています。

以上で令和6年度国民健康保険事業特別会計補正予算案の説明を終わりますが、直営診療施設勘定は最終的に赤字となり、令和7年度予算から繰上充用をさせていただくことになるかと予測しています。よろしくお願いします。

(会長)

今説明の方が終わりました。

この補正予算につきまして、ご質問等ございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、議事の2番になります。来年度の事業特別会計当初予算について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

続きまして、令和7年度国民健康保険事業特別会計予算案について説明させていただきますので、資料3、資料4をご覧ください。

まず、資料3の事業勘定ですが、6ページをご覧ください。その欄の下に記載してありますように、予算額を歳入歳出とも87億2777万6000円、また、資料4の直営診療施設勘定診療所費では、8ページの一番下の欄に記載してありますように、予算額を歳入歳出とも7167万7000円としています。

では、事業勘定から説明させていただきます。資料3をご覧ください。

先に、歳出について説明しますので、裏面の6ページをお開きください。

第1款 総務費ですが、前年度より465万4000円を減額しています。内訳につきましては、説明欄の通りです。

第2款 保険給付費は、前年度より1億9241万8000円を減額しています。令和5年度、6年度診療分の実績等から試算しました。

第3款 国民健康保険事業費給付金は、前年度より2933万2000円を減額しています。納付金は、県が県全体の医療費を見込み、これをもとに、各市町の所得水準や、被保険者数、医療費水準等に応じて、市町ごとの納付金を算定してくるため、県に支払いをします。

第4款 保健事業費は、前年度より1265万1000円を減額しています。

第5款 公債費、6款 諸支出金、第7款 予備費は前年度と同額です。

続きまして、歳入について説明しますので、5ページをご覧ください。

第1款 国民健康保険税は、前年度より339万8000円を増額し、16億3302万7000円としています。調定額及び収納率は、説明欄の通りです。

第2款 使用料及び手数料は、前年度と同額です。

第3款 県支出金は、前年度より2億309万2000円を減額しています。

第4款 財産収入は、基金から生じる利子分で、前年度より4万7000円を増額しています。

第5款 繰入金につきましては、前年度より4527万9000円の減額です。内訳は説明欄の記載の通りです。

第6款 繰越金は前年度と同額です。

第7款 諸収入は、前年度より587万1000円を増額しています。

次に、直営診療施設勘定診療所費について説明しますので、資料4をご覧ください。

まず、歳出について説明しますので、8ページをご覧ください。

第1款 総務費では、前年度より458万4000円を減額し、4314万9000円としています。職員人件費と施設の維持管理費の経費です。

第2款 医療費では、前年度より122万6000円を減額しています。

第3款 公債費、第4款 予備費は前年度と同額を計上しています。

続いて7ページの歳入をご覧ください。

第1款 診療収入は、前年度より586万4000円を減額し、6348万3000円としています。

第2款 使用料及び手数料は、前年度と同額です。

第3款 繰入金は前年度より1万8000円を減額しています。これは事業勘定からの繰入金で、へき地診療所の赤字に対する補助金です。

第4款 繰越金は前年度と同額です。

第5款 諸収入は、前年度より7万2000円を増額しています。

以上で、令和7年度国民健康保険事業特別会計予算案の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

(会長)

ありがとうございます。説明が終わりました。当初予算につきまして、ご質問等ございませんか。

(委員)

歳入の保険税ですが、今年度(令和6年度)の3月補正で、基金をほとんど使い果たしており、令和7年度に保険税は上がるとのことですが、保険税の税率は、今のまま(令和6年度)で予算を組んでいただいているのでしょうか。

(事務局)

予算案につきましては、本日お示しをしております、資料の5-2の新旧対照表となります。そちらの税率で組ませていただいております。

(委員)

上げる税率ですね。わかりました。ありがとうございます。

(会長)

その他よろしいでしょうか。それでは続きまして、議事の3番に移ります、条例改正について事務局からよろしくお願いいたします。

(事務局)

失礼いたします。

よろしくお願いいたします。それでは条例改正につきまして、ご説明をさせていただきます。まず資料の、5-1をご覧ください。

前回の前回11月に開催させていただきました、国保の運営協議会におきまして、国民健康保険税条例を改定し、税率等の引き上げを行いたい旨を説明いたしました。委員の改選もありましたことから、前回ご説明した内容も含めまして、再度ご説明をさせていただきます。

上下2段になっておりますこの資料5-1の、1ページ目下の段、右下にページを振っております、資料の1の1ページをご覧いただきたいと思います。

伊賀市国民健康保険税は、平成24年度までは所得割、資産割、均等割、平等割の4つから、税を算定しておりました。平成25年度に、資産割を除き、所得割、均等割、平等割の

3 つから税を算定する 3 方式に変更し、かつ均等割額の引き下げを行いました。その結果、歳出超過の状態が続き、赤字を解消するために、国民健康保険給付費支払準備基金からの繰り入れを、平成 28 年度から令和 2 年度まで毎年行ってきました。そのため、平成 26 年度時点で、11 億 8400 万円あまりありました基金が、平成 29 年度には半分の 5 億 5500 万円ほどまで減少し、平成 30 年度には税率の引き上げを行いました。しかしながら、その後も赤字が続いたため、基金の繰り入れを行いながら決算を行ってきました。しかし、基金の残高が 4000 万円あまりとなり、繰入ができる状態ではなくなったことから、令和 3 年度、令和 4 年度の 2 ヶ年度にわたり、保険料率の引き上げを行いました。

この資料 1 の 1 ページのところには、青の棒グラフで基金の残高を示しております。また、単年度収支につきましては、茶色の折れ線グラフで示させていただきました。続いて 2 ページをご覧ください。今ご説明をさせていただきましたように、税率の推移をこちらに記載をさせていただきました。平成 30 年度、それから令和 3 年度、令和 4 年度と、ここ 5 年あまりの間に 3 回にわたって税率の見直しをさせていただいております。

3 ページをご覧ください。伊賀市国民健康保険の状況というところでございます。市の人口を青で、国保の被保険者数をオレンジで、前期高齢者の数を灰色の折れ線グラフにしました。医療費の金額は黄色の棒グラフであらわしました。これをご覧くださいますと、2019 年、令和元年には約 1 万 8600 人であった被保険者数が、2024 年、令和 6 年度には約 1 万 4800 人と、約 3000 人減少しているにも関わらず、医療費は増加していることがわかります。病院を受診した場合、病院の窓口では、かかった医療費のうち、自己負担分を 2 割または 3 割払っていただき、残りの 7 割または 8 割を保険の保険者である伊賀市が負担をしています。

続いて同じ 3 ページ右側の円グラフをご覧ください。被保険者の年齢構成を円グラフで表しています。65 歳以上が 54.59%、半数以上を占めています。国民健康保険の加入者の特徴として、年齢層が高い。それから、所得水準が低い。医療費水準が高いというものが、全国的な問題となっておりますが、伊賀市にも、これが当てはまります。所得水準が低いことから、税率上げても、税収が思うように伸びていかない傾向があります。

続いて 4 ページをご覧ください。伊賀市は、医療費を支払うために、県に納付金を納めています。医療費が増えるということは、県への納付金額も増えるということになります。各市町村に支部配分された納付金を支払うために必要な算定基準により計算されたものが標準保険料率です。県が示した標準保険料率と伊賀市の税率を比較したものが、4 ページのグラフです。全体的に伊賀市の税率が低いことがわかります。これまで税率の上昇を抑制する代わりに、基金を取り崩して歳入としておりましたが、基金残高も減少していることに加え、収入が十分でないことから、安定した財政運営が困難な状況となっております。このような状況から、令和 7 年度に向けて、国民健康保険税率の引き上げが必要になっていきます。

また、国は所得水準と世帯構成が同じであれば、保険料も同じであることを目指しており、常に県内が同一の標準保険料率となっている都道府県もあります。三重県では、令和 11 年度に、一定の幅を設けた上での標準保険料率への統一を行う予定となっているため、伊賀市でも、令和 11 年度に向け、段階的に税率の見直しを行う必要があります。

これらのことから、2 月の定例会議におきましては、伊賀市国民健康保険税条例の一部

改正を議案として上げさせていただく予定をしております。詳しい改定の内容につきましては、資料 5-2 伊賀市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧ください。

税率等の引き上げに伴いまして、1 ページの第 3 条から、3 ページの第 12 条までは、医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分の税率変更に係る改正で、変更部分には下線を付しております。

また、3 ページから 7 ページまでの第 26 条までは、税率を上げることにより、減額制度による軽減額も変わってくるために、7 割軽減、5 割軽減、2 割軽減とそれぞれの額を変更しております。そして、第 29 条では、国民健康保険の減免について、詳細は要綱に適用することとするために、文言の整理を行ったものです。

この条例は令和 7 年 4 月 1 日から施行することとしております。

以上で、伊賀市国民健康保険税条例の一部改正についての説明を終わらせていただきます。

(会長)

説明が終わりましたが、条例改正につきまして、ご質問等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(事務局)

ありがとうございます。それでは、もう 1 つ、本日追加で配らせていただきました追加資料の中の、このような表のものをご覧くださいと思います。追加資料としているものでございます。こちらにつきましても制度改正に伴うものでございます。

これにつきましては、令和 7 年度の税制改正大綱が閣議決定されることに伴いまして、国民健康保険税の軽減措置について、5 割軽減及び 2 割軽減への対象世帯に係る所得判定基準を改定するものです。

また、国民健康保険税の課税限度額の引き上げもなされるというところで、大綱の概要それから制度の内容をここに書かせていただいております。

まず国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を現行の 65 万円から 66 万円に引き上げる。また、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を、現行の 24 万円から 26 万円に引き上げるというものです。

また、国民健康保険税の減額の対象となる所得基準につきまして、5 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定においては、被保険者数等の数に乗すべき金額を現行の 29.5 万円から 30.5 万円に、それから、2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乗すべき金額を現行の 54.5 万円から、56 万円に引き上げようとするものです。

この制度改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律が成立後、伊賀市国民健康保険税条例を改正する予定をいたしております。

以上で制度改正についてのご説明は終わらせていただきます。

(会長)

ありがとうございます。制度改正につきましてですね、ご質問等ございますでしょうか。

(事務局))

それでは続きまして、資料 5、5 の 3、それから 5 の 4 にかかる、説明をさせていただきます。これにつきましても、本日追加の資料でお配りをさせていただいた中に資料がございます。

追加資料の中に、伊賀市国民健康保険高額療養費資金貸付条例。それから、伊賀市国民健康保険高額療養費貸付基金の設置及び管理に関する条例。それから、伊賀市国民健康保険出産費資金貸付条例。それから伊賀市国民健康保険出産費資金貸付基金の設置及び管理にする、に関する条例を、追加資料としてつけさせていただいてございます。

これにつきまして今からご説明を申し上げます。

伊賀市国民健康保険では、3 つの基金がありますが、現在市において使っていない基金や、多様な目的の基金を統廃合することで、基金の整備を進めております。そのため、伊賀市国民健康保険におきましても、3 つの基金のうち 2 つを今回廃止させていただきたいと思えます。廃止する基金につきましては、資料でお配りいたしましたように、伊賀市国民健康保険高額療養費貸付基金、及び伊賀市国民健康保険出産資金貸付基金の 2 つの基金です。

まず、高額療養費貸付基金の設置及び管理に関する条例の廃止、及び東国民健康保険高額療養費資金貸付条例の廃止について、ご説明をさせていただきます。高額療養費貸付基金は、療養に係るものの一部負担金の支払いに、医療費資金の貸し付けを必要とするものに対して、資金の範囲内で必要な額を貸し付けし、当面の生活の安定を図ることを目的に設置された基金であり、費用の 9 割以内を貸し付けるという事業を実施してきました。この貸付に関して定めたものが、東国民健康保険高額療養費資金貸付条例です。しかし今、医療機関等におきましては、オンライン資格確認の制度が導入されたことに伴いまして、医療機関の窓口での支払いが自己負担限度額までで抑えられるようになったことから、著しく高額な医療費の自己負担限度額の支払いに係る資金の貸し付けを必要とする状況は解消されています。

次に、伊賀市国民健康保険出産資金貸付基金の設置及び管理に関する条例の廃止及び伊賀市国民健康保険出産資金貸付条例の廃止について、ご説明をさせていただきます。出産資金貸付金とは、出産育児一時金の支給を受けることが見込まれる世帯主に対して、出産育児一時金の支給を受けるまでの間に、出産に要する費用を支払うための資金を貸し付けることを目的に設置された基金であり、出産育児一時金支給見込み額の 8 割以内を貸し付ける事業を実施してきました。この貸付に関して定めたものが、伊賀市国民健康保険出産費資金貸付条例です。この事業が始まった当初は、分娩費用を医療機関に支払った後に、国民健康保険で一時金の支給申請をした上で、一時金を受け取っていました。そのため、まとまった費用を、一旦は負担する必要がありました。しかし現在では、保険者から医療機関に一時金を直接支払うことにより、被保険者がまとまった費用を一旦負担することがなくなっており、近年は貸付実態がない状態です。

つきましては、これら 4 つの条例を廃止し、2 つの基金の残高については、伊賀市国民健康保険特別会計事業勘定へ繰り入れをしたいと考えております。

以上で、条例の廃止についての説明を終わらせていただきます。

(会長)

説明は終わりました。何かご質問等ございますか。

(委員)

具体的な基金残高っていうのはどれぐらいでしょうか。

(事務局)

本日の資料の 5 の 3、5 の 4 につけさせていただきました。申し訳ありません説明が漏れておりました。

この資料の 5 の 3 につけておりますものが、高額療養費の貸付基金の令和 6 年度の基金残高です。2200 万円というところです。これにつきましては計画の基金となっております。それから、5 の 4 の方につけておりますのが、伊賀市国民健康保険出産費資金貸付基金でございます。これにつきましては令和 6 年度の基金残高を 1100 万円というところで、これにつきましても定額の基金ということになっております。

(委員)

わかりました。ありがとうございます。

(会長)

ほかによろしいでしょうか。

それでは、続きまして議事の 4 令和 7 年度国民健康保険保険事業について、説明をお願いします。

(事務局)

それでは、令和 6 年度伊賀市国民健康保険保健事業について説明をさせていただきます。お手元の資料 6 の 2 をご覧ください。右肩の方に、6 番と記載しております。

まず、脳ドック及び簡易人間ドックの対象者から説明させていただきます。脳ドックにつきましては、対象者を伊賀市国民健康保険被保険者で昭和 25 年 9 月 1 日から昭和 60 年 3 月 31 日までの方を、簡易人間ドックにつきましては、対象者を伊賀市国民健康保険被保険者で昭和 25 年 9 月 1 日から、平成 7 年 3 月 31 日までの方を対象に実施させていただきます。令和 6 年度までは実施日である 6 月 1 日時点で、脳ドックは満年齢 40 歳から 74 歳、簡易人間ドックは満年齢 30 歳から 74 歳、前日満年齢とし募集をしました。しかしながら、国民健康保険被保険者である期間に受診しなければならないため、75 歳になる 6 月までの方は、誕生日前日までの数日の間にドックを予約した上で受診しなければならないこと。また、今までの対象者であれば、ドックを受診後、後期高齢者健康診査も受診できることから、年に 1 回のみの健診受診に変更するものです。令和 7 年度においては、昭和 25 年 5 月 1 日から

8月31日の間に、75歳になる方は、後期高齢者健康診査の受診券が三重県後期高齢者医療広域連合から送付されます。つきましては、特定健康診査を基本とした保健事業であるため、対象者を特定健康診査の対象者とそろえ、今までの6月2日生まれから6月1日までとしていたものを、9月1日生まれから3月31日生まれとし、募集をかけさせていただきます。

続きまして、脳ドックの内容についてご説明させていただきます。資料6の1をご覧ください。脳ドックの募集人数は420人ですが、被保険者の減少とともに、年々申込者が減少しています。今年度につきましては、当初、申込者が定員を大幅に下回る300人であったため、追加募集を行いました。結果、合計320人の募集がありましたが、定員の420人まで、100人の開きがありました。募集人数は平成30年度から変更していませんでしたが、伊賀市の人口が大幅に減少しているとともに、伊賀市国民健康保険被保険者数も減少しており、令和7年度、脳ドックの募集人数を420人から300人に変更したいと考えております。募集人数を300人、実施期間は令和7年6月1日から令和8年2月28日とします。検査内容の変化を変更はなく、検査費用につきましても、今年度と同様の3万7100円とさせていただきます。実施医療機関は、今年度と同様に、上野総合市民病院、岡波総合市病院、金丸脳脊椎外科クリニックの3つの医療機関で実施する予定です。今年度も1月14日時点で、各実施医療機関へ、1月から2月までの予約状況を確認し、今までの受診者及び予約者を除く未受診者12名の方に対して受診勧奨を発送しました。1月末時点で、医療機関から実施報告されているのは、283人となっています。

次に、簡易人間ドックにつきましては、第2回伊賀市国民健康保険運営協議会でもお伝えしましたが、特定健康診査と簡易人間ドックとのセット受診について再検討する必要があることから、引き続き令和7年度も継続します。11月30日が日曜日であるため、実施期間は6月1日から11月29日とします。検査内容ですが、今年度と同様に、胃内視鏡検査実施については、医師会と協議の上、5月の受診券発送までに最終決定を行い、受診者に通知を行いたいと思います。検査費用につきましては、3万5800円。そのうち自己負担額は、今年度と同様に、8700円とさせていただきます。前立腺がん検査を実施した場合は、1430円増の3万7230円とし、その内、自己負担額は500円の追加といたします。募集人数は令和6年度に610人から500人に変更しましたが、令和7年度も引き続き500人とします。受診状況ですが、1月末時点で460人の受診となっています。

続きまして、資料6-2の下、特定健診の欄をご覧ください。特定健康診査実施要領については、三重県健診あり方検討調整会議で、三重県医師会との協議により、検査項目が決定されます。この会議につきましては、例年2月開催により、詳細実施案が検討されることになっています。検査項目につきましては、今年度と同じ内容での実施を計画しております。費用につきましては、質問票、身体計測、理学的検査、血圧測定が3170円から3200円、採血料が410円から440円に増額となっております。なお、増額につきましては、三重県医療保険部国民健康保険課から予定金額として連絡を受けたものです。負担額につきましては、今年度と同様に無料とします。詳細につきましては、三重県健診あり方検討調整会議の結果を受けて、医師会と協議させていただき、令和7年度の内容等を決めさせていただきたいと考えています。

資料はございませんが、集団健診の際に協力依頼しましたアンケートにつきまして、54 人の方から Web による回答をいただきました。集団健診を受診した理由として、毎年、集団健診を受診し、過去の健診結果と比較できるからが 35%、がん検診と同時受診できるからが 31%でした。また、初めて集団健診を受診したその受診きっかけとして、「健康が気になり始めた。」「大腸がん検診が無料で受診できる。」「受診を勧める手紙等を受け取った。」が多くを占めていることから、引き続き、集団健診での特定健診とがん検診の同時実施とともに、対象を絞った受診勧奨の実施を 7 年度も引き続き実施します。

また、令和 6 年度に実施しました、特定健診と同時受診の場合の、大腸がん検診自己負担額助成事業につきましては、令和 7 年度も引き続き実施したいと考えております。資料 6 の 1 の下、大腸がん検診受診者についてをご覧ください。1 月末までの実施報告から受診の有無などをまとめたものになります。伊賀市内で、大腸がん検診を受診した数は 2448 人で初めて、大腸がん検診を受診した割合は、受診者数の 36.6%となっています。また、検査結果につきましては、19.9%の人が要受診もしくは要精密検査という結果でした。また、こちらの受診者数には、集団検診において、大腸がん検診を受診した数は含まれておりませんが、集団検診受診者 437 人のうち、410 人が、大腸がん検診を受診しました。今後、レセプト等でその後の受診状況等を確認する予定です。また、精密な検査結果を得るためにも、令和 7 年度は、便の採集方法等を広報する予定です。

また、今年度実施しました、保険年金課主体の集団健診では、特定健診 36 名、後期高齢者健康診査 18 名、合計 54 名の方が受診されました。歯科医師会及び包括協定を結んでいる明治安田生命の方々のご協力をえて、ミニ健康イベントも盛況に終わりました。つきましては、令和 7 年度も実施する方向で検討しています。

続きまして、第三次データヘルス計画について説明させていただきます。データヘルス計画ですが、令和 5 年度に第三期実施計画を策定し、毎年、進捗管理、評価と見直し等を行うとともに、運営協議会において審議や報告を行うこととしていますので、令和 5 年度の主な取り組みについて説明させていただきます。資料の 6 の 3 をご覧ください。

まず、3 ページをご覧ください。特定健診の主な取り組み内容として、受診率の低い地区で受診歴のない 50 代に対して受診勧奨個別訪問を実施し、無関心者の減少及び受診率が、わずかに上昇しました。

4 ページ、5 ページをご覧ください。令和 4 年度においては、保健指導の終了率が 13.0% とかなり低い状況でしたが、国保連合会や県と協力終えて、保健師及び管理栄養士による集団健診時の分割実施を行ったことにより、20.8%まで上昇しました。今後も保健指導率を低下させないよう、保健指導の機会を多く設けるなどの工夫をしていきます。

6 ページをご覧ください。重複頻回受診及び重複多剤服薬については、保険年金課に保健師を配置し、レセプト担当や事務担当と連携しながら、電話指導及び訪問指導を行ったことにより、指導率の向上に繋がりました。

8 ページ、9 ページをご覧ください。がん検診の受診率が下がり、その反面、1 人当たりの医療費が上昇しました。がん治療はステージが進行すると、心身と経済的な負担が重くなるため、早期発見早期治療できるよう、引き続き特定健診とがん検診が同時受診できる機会を

設けていきます。また、がん検診受診の重要性についても、広報誌やホームページで啓発していきます。

10 ページ、11 ページをご覧ください。保健事業と介護予防等の一体的に一体的実施につきましては、今年度実施しました、特定健診と後期高齢者健康診査の集団健診を継続し、健康イベントを通して、疾病予防啓発に取り組んでいきます。

以上で令和 6 年度東国民健康保健事業について説明を終わらせていただきます。

(会長)

ありがとうございました。

何かご質問等ございましたら、お願いします。

(委員)

いろいろありがとうございます。

医療費をやっぱり抑えるっていうことが本当に大事だと思いますので、そのためにも健康診断や保健指導がこれからも重要になってくると思います。

私、年金生活ですが、年金は増えませんが引かれる分だけが多くなってきます。これ以上苦しみたくないので、ぜひ、保健事業よろしくお願ひしたいと思います。意見です。

(事務局))

貴重なご意見ありがとうございます。

確かに医療費が伸びていくことと、被保険者数が減っているにもかかわらず医療費を伸びているっていうのは先ほどもご説明させていただいた通りです。やはり予防できる疾病があるので、しっかり予防していただけるように、こちらも周知啓発を進めさせていただきたいと思います。高血圧や糖尿病であるとか、普段の生活を見直すことで予防できることがある。そういったことを、やはり皆さんにも知っていただく機会を設けることです。令和 6 年度、ハイトピアで健康イベント的なものをさせていただきました。できるだけ皆さんに周知啓発の機会を設けて、またホームページやケーブルテレビの媒体を利用しながら、できる限りの周知広報に努めたいと思っております。

ぜひ委員の皆様にも、こういったところに周知啓発をしたらいいとか、こういうところでポスター掲示ならできるよとか、ご意見がありましたら、ぜひ事務局の方まで教えていただけたらと思いますので、どうかよろしくお願ひいたします。

(会長)

ありがとうございました。それでは、続きまして議事の 5 番になります。

伊賀市国民健康保険直営診療所について説明をお願いします。

(事務局)

失礼いたします。資料の 7 をご覧ください。

診療所のあり方検討委員会につきまして、この場で、委員の皆様にご報告させていただきます。

診療所のあり方検討委員会において、資料7にもありますように、令和5年度は第1回のあり方検討委員会では、診療所の概要として、診療所の歴史や過去8年間の診療収入を含めた、決算状況や診療人数等及び診療状況をご説明させていただきました。それから、第2回のあり方検討委員会では、診療所の令和5年度上半期の状況などを付け加え、ご説明をさせていただきました。

資料7をご覧ください。

令和5年度と今年度第1回のあり方検討委員会において、診療所について議論をしていただいたときのご意見などを簡単にまとめたものです。令和5年度にいただきましたご意見を大きくまとめてみますと、訪問診療や訪問看護を行うなど、待つ体制から出ていく体制への変換。それから検診、予防接種をふやすといった経営努力という内容でした。

そこで、令和5年度にいただいたご意見をもとに、令和6年度第1回では、往診や診療人数の推移、それから、診療内容等の資料をもとに、診療所の状況を説明いたしました。その中で出てきたご意見をまとめましたのが、令和6年度第1回の委員の意見です。診療人数の推移や経営状況などを考慮した上でのご意見であり、事務局といたしましても、今年度中に一定の方向性を出したいと、返答させていただきました。

また、山田診療所につきましてですが、こちらは平成29年度から休診しているということもあり、いただいたご意見としては、資料にも記載の通り、閉院の方向でよいのではというご意見をいただきました。そのことから、事務局としては、閉院の方向で準備を進めると記載をいたしました。これにつきましては、閉院をするということが決定をしたわけではなく、あり方検討委員会でのご意見が閉院という方向性を示されたということからの記載ということで、ご理解をいただければと思います。

本日はこの後に開催されます、診療所のあり方検討委員会において、委員にも交代がありましたことから、この方向性でよいのか、再度ご確認をさせていただきたいと思います。

以上ご説明しましたように、特に阿波診療所に関しましては、まだあり方検討委員会の皆様に現状をお伝えし、ご意見を伺っているというところであり、これまでと目立った進展はございません。しかしながら、本年度中には一定の方向性を出したいところでもあるため、本日の運営協議会後のあり方検討委員会においては、もう少し踏み込んだ議論ができればと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。

(会長)

ありがとうございます。

これまでの経緯を、ご説明いただいたということで、何かご質問等ございませんか。

よろしいでしょうか。

それでは、以上で議事を終了いたします。

最後に、事項書の3番になります。その他につきまして、委員の皆さんの方から、何かご

ございませんか。

それでは事務局からお願いします。

(事務局)

失礼いたします。

本日、説明をいたしました、この予算案、それから条例改正などにつきましては、議会へ提案をさせていただきます。

なお、今年度に予定をしておりました運営協議会は、本日の第3回をもって終了となります。来年度の予定につきましては、例年では、第1回の会議を8月に開催し、9月議会に提出する議案などの内容についてご協議をいただいております。日程などにつきましては、年度が改まりまして、8月が近づいて参りましたら、改めてご案内をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

(会長)

ただいまの件につきまして、皆さんよろしくお願いいたします。

それでは会議を終了させていただきます。

慎重な審議をありがとうございました。